

懲戒処分書

(所属・職名) 看護栄養学部 教授	(氏名) 久木野 憲司
(処 分) 長崎県公立大学法人職員就業規則第46条第1号及び第7号により懲戒処分として停職6月（平成21年9月15日から平成22年3月14日まで）に処する	
(処分の理由) 被処分者は、平成15年10月17日から平成20年11月30日までの兼業従事許可（または営利企業等従事許可）期間において、本来兼業が認められていない法人の勤務を要する日または勤務を要する時間内に、勤務日または勤務時間の振り替え申請を行うことなくバイオラボ株式会社の業務に従事し、中国渡航や国内出張などを行ったことは、兼業従事許可に違反するものである。 また、この結果、無断欠勤をした日は383日である。なお、この383日には、終日欠勤した日だけでなく、1日のうち部分的に欠勤した日も含まれる。 さらに、これらの事実を解明するために本職が職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかった。 このような行為は、長崎県公立大学法人職員就業規則第33条及び第35条に違反するものである。 よって、上記のとおり懲戒処分に処する。	
(発令日付) 平成 21年 9月 15日	(交付日付) 平成 21年 9月 15日
長崎県公立大学法人 理事長 太田 博道	



この処分に不服がある場合は、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第11条の規定により、通知を受けた日から2週間以内に、理事長に対して不服申立を行うことができる。